

**ひとり親家庭等
医療費受給者証
更新の手続きを！**

現在使用されている医療費受給者証の有効期間は7月31日(火)までとなっております。

該当される方には通知書を7月下旬ごろ郵送しますので、新しい受給者証(8月1日から有効)に交換するための手続きを次のとおり行ってください。

- ・手続きに必要なもの
- ・郵送された通知書
- ・現在ご使用の受給者証
- ・印鑑(はん)
- ・健康保険証(国民健康保険又は社会保険等)

受付場所 福祉課
受付時間 午前8時半～午後5時半
(ただし、正午～午後1時及び土・日・祝日を除く)

開庁時間内に来庁できない方のために、次の

日程で夜間の受け付けを行います。

受付日時	時間
7月27日(金)	17:30～19:30
7月30日(月)	

正面玄関からお入りください。

なお、所得税課税により資格停止となっている方も、平成19年度の受給者証については、平成18年中の所得状況に応じて交付が可能となる場合がありますので、再度申請してください。

問合せ先 福祉課 児童福祉グループ
820・5605

**ごぞんじですか？
児童手当制度**

児童手当制度は、児童を

養育している方に手当を支給する制度です。家庭生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

支給対象

12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。

所得が一定額以上の場合、児童手当は支給されません。

公務員(独立行政法人職員、派遣・出向職員を除く。)の方は、所属庁へお尋ねください。

児童手当の現況届の提出はお済みですか？

現在児童手当を受給中の方は現況届を6月中に福祉課に提出することになっています。(該当者には郵送でお送りしています。)

現況届が未提出の場合は6月分以降の手当を受けられなくなりますので、提出

されていない方は至急福祉課に提出してください。

**ごぞんじですか？
建退共制度**

この制度は、建設現場で働く方々のために、中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

問合せ先 福祉課 児童福祉グループ
820・5605

●掛金 月額310円

問合せ先 建設業退職金共済事業広島支部
221・0138

(地域振興課)

**労使紛争解決を
お手伝いします**

広島県労働委員会では、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、公平な立場で労使紛争(労働者個人と事業主との間の紛争を含む)の円満な解決をお手伝いします。

ご利用は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

問合せ先 広島県労働委員会事務局
228・2895

(地域振興課)

年金相談

社会保険庁では、現在、公的年金の信頼回復のために一人でも多くの方々に年金記録を確認していただくために、窓口や電話などでの対応を行っています。

疑問をお持ちの被保険者・年金受給者の方は、お気軽にご相談ください。ただし、相談窓口は、時間帯によって混雑している場合があります。

混雑状況は、広島社会保険事務局のホームページで

ご確認できます。

(http://www.s.n.go.jp/hirosima/index.htm)

相談時間延長 7月は、全ての社会保険事務所において、平日午後7時まで相談時間を延長しています。

休日における年金相談
とき 7月14日(土)
午前8時半～午後5時15分
ところ 広島南社会保険事務所

出張年金相談
とき 7月12日(木)
午前10時～午後4時

ところ 町民会館

持参物 年金手帳、年金証書、健康保険被保険者証等
ねんきんあんしんダイヤル
フリーダイヤル
0120・657830

(24時間、土・日曜日でも対応します。)

相談時間等は、6月22日現在の情報です。

問合せ先

広島南社会保険事務所

253・7710

住民課 保険年金グループ
820・5604

おしえてー！

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします・・・
介護保険料は年金から天引きされると聞いていましたが、納付書が送られてきたのですが、どうしてですか？

A お答えします・・・
次にあげる理由が考えられます。
・年度の途中で65歳に到達したとき
・年度の途中で他市町村から転入したとき
・年金の現況届を出し忘れたとき
・所得段階が変更になり差額分の納付があるとき
・年金担保貸付の返済が開始されたとき
・年金金額が年間18万以下るとき
19年度介護保険料の決定通知書を7月中旬に発送します。介護保険料は介護保険事業を行うための重要な財源です。納期限内での納付にご協力をお願いします。
問合せ先 福祉課 高齢者福祉グループ
TEL820-5605

**子育て支援センター
エンゼル通信**



子どもを持つ保護者の方を支える場です。育児相談や親子の遊びなどを通して、楽しく育児ができるように応援しています。気軽にお越しください。

●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
13日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月～2歳5ヵ月)
17日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
25日(水)	9:30	ふわふわベビー(3ヵ月～1歳5ヵ月)
27日(金)	10:30	親子の関わり懇談会(福田宏子)
8月10日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月～2歳5ヵ月)

毎月の予定表は、子育て支援センターに置いてあります。お気軽にお問い合わせください。

●パステルルーム

『パステルルーム』は地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場所
12日(木)	9:30	東公民館
19日(木)		中央ふれあい館
8月9日(木)		東公民館

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
開設日時(※年末年始、祝日除)月～金曜日 9:30～17:00

●おひさまルーム 左記以外の日程 9:30～11:30
親子がゆったり遊べる場です。子どもと一緒におもちゃで遊びながら、子育てのことなど、一緒にお話しましょう。ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びも紹介します。3ヵ月の赤ちゃんから参加できます。

●水遊びをしよう!
とき 8月1日(水)・3日(金)・6日(月)・8日(水)・10日(金)
雨天の場合は中止します。
時間 10:00～11:00
持参物 洗ってあるパンツまたは水着
タオル2枚(ハンドタオル1枚、バスタオル1枚)
おむつはずれてないお子さまは、プールの周りでの水遊びのみとなります。
毎週木曜日は予約による子育て相談の日です。子育て支援センター内での遊びはありません。行事はいずれも11:30に終了予定です。3ヵ月以下のお子さまは、午前中の行事への参加はご遠慮ください。(子育て相談には応じます)

熊野町大字貴船99番地
西部地域健康センター内 TEL820-5502 FAX820-5504
〈子育て相談(要予約)月～金曜日 13:00～17:00〉